

## 障害のある人・家族が所有する 軽自動車税の減免について

次の対象車両をお持ちで軽自動車税の減免を希望されます方は期限までに本庁か各支所で減免申請をしてください。

○対象車両 (1)、(2)のどちらかの要件を  
みたく軽自動車等

(1) 身体に障害のある人が所有している軽自動車等で本人又は家族の方が運転するもの

(2) 身体に障害のある人で年齢18歳未満の方または精神に障害のある人と生計を同じにしている家族が所有している軽自動車等で家族の人が運転するもの

※ただし障害者1人に1台しか減免は受けられません。自動車税の減免を受けられる場合は軽自動車税の減免は受けられません。また障害の部位や程度により、減免が受けられない場合があります。

○受付期限 4月24日(月)

○必要書類 軽自動車税納付書、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(通院医療費の公費負担番号が記載されているもの)、印鑑、運転免許証

○申請・問い合わせ先

本庁税務課 0859-54-5208

大山支所 住民課 0859-53-3156

中山支所 住民課 0858-58-6115

## 山陰道 米子道路が便利に！！

これまで有料(200円(普通車))であった山陰道 米子道路(淀江大山IC～米子東IC間)が4月1日から無料になります。

車でお出かけの際は是非ご利用ください。



## 浄化槽について

### 補助金制度の改正について

平成18年度から県補助金の制度変更とともに、大山町浄化槽設置整備事業補助金要綱を改正することになりました。

○改正内容

県補助金の設置者負担基準が20%から40%に変更されたことに伴い補助金額の上限を変更します。

補助金額	改正後	改正前
5人槽	640,000円	854,000円
7人槽	771,000円	1,028,000円
10人槽	969,000円	1,292,000円
11人槽以上	969,000円	1,292,000円

○お問い合わせ

本庁水道課 TEL 0859-54-5204

中山支所ふるさと振興課 TEL 0858-58-6116

大山支所ふるさと振興課 TEL 0859-53-3186

### 設置状況確認作業に御協力ください。

浄化槽法により、浄化槽を設置(管理)している方は、毎年定期検査を受検しなければなりません。この定期検査の実施を始めとする適正な維持管理の徹底を図るため、浄化槽の設置状況確認作業を進めています。

浄化槽を設置(管理)しているのに、過去に一度も指定検査機関(財団法人鳥取県保健事業団)から定期検査の受検案内が届いていない場合は、登録漏れの可能性がありますので、御手数でも下記までお問い合わせください。

なお、浄化槽法の一部が改正され、2月1日から施行されました。(浄化槽法の改正内容については、下記までお問い合わせください。)

○お問い合わせ

西部総合事務所生活環境局 TEL 0859-31-9323

## JR大山口駅での乗車券等の販売廃止

3月28日をもってJR大山口駅では乗車券・定期券などの販売を廃止しております。

ご利用の皆さまにはご迷惑をおかけしますが、乗車券・定期券などは、米子駅などのお出かけ先の駅でお買い求めいただきますようお願いいたします。長い間ご利用いただきましてありがとうございました。